

平成27年9月定例会 経済委員会（付託）

平成27年9月30日（水）

[委員会の概要 労働委員会関係]

岡委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

原内労働委員会事務局長

報告事項についてはございません。よろしくお願いいたします。

岡委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

おはようございます。今、社会的に問題になっている労使間というか企業間の中での問題として、なかなか出しにくい部分もあるのが、セクシュアルハラスメントであったり、パワーハラスメントの問題です。もう一つ、大きな問題として社会的に言われているのがマタニティハラスメントという、妊婦さんへの差別であったり、区別するというか、扱いをぞんざいに行っているというような部分が出てきています。実際、その案件について、別の部署では事件化されているところもありました。

現状として、労働委員会としてどのような相談を受けたり、実際どのように相談できる環境になっているのか。受けている数というのが一つの評価になるのかなと思うので、どのような状況なのか教えていただけますか。

船田調整課長

ただいま委員から、相談件数の内訳についての御質問でございます。ここ5年ほど件数を把握してございますので、紹介したいと思います。

大きな特徴を先に言いますと、平成26年度に初めてパワハラに関する相談が一番多くなりました。それまでは、解雇関連、賃金未払いの件数が多かったんですが、平成26年に初めてパワハラになったという現状でございます。

件数を申し上げますと、平成22年度からでございますが、平成22年度は、一番多いのは解雇関連で45件、次いで賃金未払いが44件、パワハラ、嫌がらせが25件でした。平成23年度は、同じく解雇が56件、賃金未払いが29件、パワハラが47件。平成24年度は、解雇関連

が30件、賃金未払いが35件で、パワハラが25件。平成25年度は、解雇関連が37件、賃金未払いが40件、パワハラが35件。平成26年度は、解雇関連が35件、賃金未払いが40件に対して、パワハラ、嫌がらせが47件で、初めて最多となったという状況でございます。

今年度でございますが、8月末現在でも、やはり件数としてはパワハラ関連が一番多くなっていて、8月末現在で12件という状況でございます。

岡田委員

ありがとうございます。多分、パワーハラスメントという言葉ができて、そういうことが問題提起できるというのができてからそんなに時間がたっていないので、もともとあった賃金未払いであったり、不当解雇だという部分の相談から、逆に日常的なパワーハラスメントの場合は、圧力を受けるとか、仕事に対して強制的に何かをされるという部分での精神的な部分が増えてきて、それが訴えられる環境が整ったというような社会環境ができてきた証拠で、パワーハラスメントの数が増えているのではないかと思います。

それは非常に、逆に雇われてる方にとったら、それでも相談に行って雇用形態をつなげていける、働く環境を整えてもらえる窓口として相談場所ができたという認知されたということであって、労働環境が改善できていくきっかけになるのではないかと思います。

実際は、もっと、相談できる窓口として労働委員会というものがあるよというのを宣伝してほしいと思うんですけど。

労働委員会に相談したらいいというのを知らない人がいると思うし、私も調べていて、労働局のハローワークのほうに労働環境で問題があったら相談してくださいというホームページはあるんですけど、実際、労働局に行って相談を受けている人というのは、多分、それを知っている方じゃないと行けていないと思うし、一般の一従業員の方がそこまで行って問題提起するという事は、なかなかハードルが高い環境にあるのも事実だと思うんですけども。

今後、何が言いたいかという、もっと働く環境について相談しやすい場所をつくってほしいということ。それと、もっとこういうところに来たら相談できますよとPRしてほしいと思うんです。

先般、テレビ鳴門を見ていたら、10月8日から労働委員会のほうで相談します、とやっているけど、実際、どういうふうな中身で相談を受けていいのか。例えば、今言ったようなパワハラでもマタニティハラスメントでもセクハラでも、自分が気が付いて、こういうところが働くのが厳しいんですと相談できる窓口なのかどうか。

皆さん、相談窓口というのをどういうふうに捉えるかというので、多分、解雇された方が異議申立てに行く場所というような、ハードルの高いところのように思っているの、労働環境の問題でもいいですよ、相談に来てくださいという受け口なのかどうかを教えてください。

また、その相談できる内容というのは、労働者にとって、どんなものでもいいんでしょうか。

船田調整課長

労働相談窓口についての御質問かと思えます。労働相談の窓口につきましては、県におきましては当労働委員会，あるいは労働雇用課が相談を受けていますし，国の労働局とか，裁判所でもやっていますし，民間では法テラス等でもやっています。それぞれ当然，得意分野があるかと思うんですけれども，それら関係機関で連絡協議会を設置しておりまして，毎年2回ほど情報交換しております。

そういったこともあり，個々の相談内容におきまして，別の相談窓口に行くのが適当と思われる場合は，紹介し合っていますので，極力，相談内容に適した機関へ相談を回すような努力はしております。

岡田委員

働かれている方が自分が思ったことを訴える場所として，その相談会場とか相談コーナーに相談に行く機会として捉えていいんですか。とりあえず行って，そこから次を紹介してくれるとか，それぞれのところの問題解決するための部署を紹介してくれるという，一番の窓口として活用してもらっていいんですよね。

船田調整課長

そうお考えいただいて結構と思います。

岡田委員

それならそれで，もう少し相談しやすい環境を。テレビ鳴門の宣伝は，徳島県のニュースみたいところで多分，県内ケーブルテレビ全部で同じようにはやってたと思うんですけど，ただそれだけじゃなくて，もう少し働いている方が通常時行きやすいようにもっとPRしてくれるなり，ちょっと気になることでいいですので話に来てくださいよというような気軽に来れるような呼び掛けというか。

今日の委員会の話のきっかけになっているんですけど，私が聞いたのは，結局，相談しに行く場所が分からないけど，労使間の争いにもしたくないと。ただ，自分がこうなっていることをどこに言いに行ったらいいのかというような話だったんですね。働いてる環境をちょっとでも改善してもらいたいと相談に行きたいんやけどと言われても，実際，私も即，浮かばなかったんですね。

だから，今回ある相談会なりの部分をもう少しPRしてもらって，もっと活用してもらえそうな，敷居を低く，不満，疑問があったら来てくれていいですよ，私のところこんなんやけど，ほかのところはどなんんというのを聞きに来てくれていいですよというような，みんなにまずは来てもらえるようなPRと環境づくり。何でも言ってくださいよという受けるほうの側の受け方とか。当然，守秘義務を守りますというの一番先にあると思うんですけど，もっと開かれた相談場所というのをつくっていただきたいんですけど，いかがでしょうか。

船田調整課長

労働相談についてのPRが不足しているというふうな御指摘かと思えます。当労働委員会におきましても、一般県民の方への周知不足というのは一番の大きな問題と捉えていて、広報に取り組む必要を重々承知しております。これまでも新聞とかラジオ、今、委員がおっしゃいましたケーブルテレビとかを通じて広報していますし、あと、コンビニ等へのチラシの配布ということで広報には努めてきたところでございます。

特に、明日から始まる10月が「個別労働紛争処理制度」周知月間ということになっておりまして、各県の労働委員会と中央労働委員会と一緒に、平成21年から取り組んでいるところでございます。

この月間の取組について、この際、説明させていただきたいと思うんですけど、広報活動といたしましては、まずこの10月8日、街頭活動ということで、徳島駅前で労働委員によるティッシュ配りというPRを考えております。また、10月2日、ラジオに労働委員会の会長が出演しまして、周知月間のPRを図るということにしております。

あと、気軽に相談できる体制ということで、以前から日曜日にやっているんですけど、10月4日に阿南市、10月25日は美馬市で出張労働相談会を実施いたします。

それと、通常専門相談といたしまして、労働委員、公労使3名の委員による専門相談も行っているんですが、毎週木曜日の昼間に実施してはいたしましたが、今回初めて昼間相談に来られないような方がいるのではないかとということで、夜間の専門相談として、10月15日と29日の18時から20時に実施する予定にしております。

それと、これもPRのほうに入るかと思うんですけど、昨年、初めて高等学校の生徒に対して出前講座を行ったんですが、今年度、大学等にも広げることにしております。10月中におきましては、四国大学と徳島工業短期大学において出前講座を行いまして、生徒、学生に対して、就職に向けて、あるいは最近ブラックバイトという言葉もありますけども、アルバイトをする場合にも労働者としての権利があるんですということを知っていただくということで、出前講座、こういったものも考えております。

岡田委員

是非、その取組されていることがもっと分かるようにPRを。知らなかったほうが悪いかもしれませんが、知られてないほうが大きい。

今年、初めて夜間の相談をしてくれるという話なんですけど、実際、仕事に行ってる方に昼間の木曜日ということは休んで来いという話なので、そうすると、どこへ行くのかという話になって、お互いギクシャクし、勘繰り合いも始まるかもしれない。できるだけ働いている方が、働いている環境を壊すことなく相談に来れるところというのを、是非つくってもらうとともに、そういうのができましたよと大々的に宣伝してもらいたい。それこそ、今言ったように、大学生のアルバイトや、この頃、高校生もアルバイトされたりするし、就職する前の知識として知ってもらうことも必要だと思います。

できる限り、労働される側の人たち、働き手となる人の権利を守っていくところのしっかりとした部分と、雇う側の権利も当然あるんですけど、やっぱり雇われる方の権利を学

べる場所、また相談できる場所として、きちんこの機会を捉えてもっとPRできるように、是非、10月頑張ってくださいと思います。

原内労働委員会事務局長

岡田委員のほうから、広く県民の方に労働委員会が労働相談しているという情報が届くようにということでございました。

私も年度当初に申し上げたんですけれども、やはり、広く労働委員会が県民の方に知られているかということ、必ずしもそうではないなというふうな認識を持っております。今後しっかりとPRに努めまして、できるだけ夜間の相談とか県民の方が使いやすいような形を広げていって、県民の方に労働委員会があるということを知っていただきたいと思っております。

労働委員会のできる範囲というのは限られておりまして、決して総合病院というわけではございません。しかし、いろいろ体の調子が悪いという方につきましては、何科にかかっていいんだろうかとお困りの方もいらっしゃると思うんです。ですから、労働問題でお困りの方は、労働委員会のほうに御一報いただければ、それはこの科に行ったほうがいいですよというような形で、専門的に扱っている部門を、例えば国の労働局、労働基準監督署に相談に行かれたほうがいいですよと、こういうこともしっかりとお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

ありがとうございます。おっしゃるとおりなので、その一番の窓口として労働委員会がありますよということをもっと認識していただければ、仕事をする環境が良くなったり、働きやすくなったり。相談する場所があるんだと思うことで、その負担が解消される部分もありますので、是非、今月の活動をきっかけに皆さんに周知して、活用していただけるように願っております。私もPRしていきますので、またよろしく願いいたします。

岡委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時50分）